

盛岡市中央卸売市場における買出人について

(令和2年6月21日から)

1 買出人について

買出人は、次のとおり卸売業者から相対取引による卸売、仲卸業者から販売を受けることが出来ます。ただし、生鮮食料品等に係る事業を行う方に限られます。

- (1) 買出人は、卸売業者から相対取引による卸売を受けることができます。ただし、卸売会社との契約が必要です。
- (2) 仲卸業者から販売を受けることができます。取引方法は、現金取引が原則です。
- (3) (1)の卸売会社との取引をされない方は、卸売場に立ち入らないでください。

2 買出人章の着用

買出人は、市場に入場するときは、必ず買出人章を着用してください。

買出人章は、寸法がたて69mm×よこ97mmです。名札用ホルダーに入れるなどして、確認できるようにしてください。

3 名称等の変更及び再交付の手続き

登録申請の記載事項に変更が生じた場合や買出人をやめる場合、買出人章を亡失した場合などは、届出が必要になります。買出人章及び運転免許証など身分を証明するものを持参し、手続きをしてください。

4 その他

駐車場は、指定外駐車場をご利用ください。

【各種手続き・お問い合わせ】

(受付場所) 盛岡市中央卸売市場 業務課 業務係
電話 (019) 614-1000

(受付時間) 休市日を除く
8:30 ~ 12:00
13:00 ~ 16:30